

# 高田学苑行動計画(第4回)

## -次世代法-

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年12月1日から令和11年11月30日までの5年間
2. 内 容

目標1： 出産・育児にかかわる制度の周知徹底、および計画期間内の制度利用者を促進する  
男性職員・・・配偶者の出産時の特別休暇及び子の看護休暇の取得促進  
産後パパ育休、育児休業取得の促進  
女性職員・・・育児休業取得率100%

〈対策〉

令和7年1月～ メール等を通じて、出産・育児にかかわる制度について周知徹底  
令和7年3月～ 管理職への研修を行うことにより制度利用者をより促進していく

目標2： 所定外労働の削減及び年次有給休暇の取得促進

〈対策〉

令和7年2月～ 所定外労働者の勤務状況を把握する  
令和7年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する  
令和7年6月～ 所定外労働の削減及び計画的な有給休暇取得に向けて管理職研修を行う  
令和7年8月～ 所定外労働の対象者への聞き取りを行い、削減方向へ促す  
令和7年8月～ 有給休暇の取得促進、特に有給休暇の少ない者に対して有給休暇の取得を促す

目標3： 短大、高校、中学を設置する学校法人としての特徴を活かし、短大、高校、中学が実施する公開講座、地域連携事業等を通して、子どもの体験活動等次世代育成に関する支援を行う

〈対策〉

令和7年7月～ 公開講座、地域連携事業の実施計画策定にあたり、情報収集を行う  
令和8年2月～ 次世代育成の観点を含めた公開講座等を検討する  
令和9年8月～ 公開講座等の実施

以 上